第三六類	火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料		A
第三七類	写真用又は映画用の材料		A
第三八類	各種の化学工業生産品		
三八・〇一	人造黒鉛及びコロイド状又は半コロイド状の黒鉛並びに黒鉛その他の炭素をもととした調製品（ペースト状、塊状、板状その他半製品の形状にしたものに限る。）		A
三八・〇二	活性炭及び活性化した天然の鉱物性生産品並びに獣炭（廃獣炭を含む。）		A
三八〇三・〇〇	トール油（精製してあるかないかを問わない。）		A
三八〇四・〇〇	木材パルプの製造の際に生ずる廃液（リグニンスルホン酸塩を含むものとし、濃縮し、糖類を除き又は化学的に処理したものであるかないかを問わず、第三八・〇三項のトール油を除く。）		A
三八・〇五	ガムテレビン油、ウッドテレビン油、硫酸テレビン油その他のテルペン油（蒸留その他の方法により針葉樹から得たものに限る。）、ジペンテン（粗のものに限る。）、亜硫酸テレビンその他のパラシメン（粗のものに限る。）及びパイン油（アルファ―テルピネオールを主成分とするものに限る。）		A
三八・〇六	ロジン及び樹脂酸並びにこれらの誘導体、ロジンスピリット、ロジン油並びにランガム		A
三八〇七・〇〇	木タール、木タール油、木クレオソート、木ナフサ及び植物性ピッチ並びにブルワーズピッチその他これに類する調製品でロジン、樹脂酸又は植物性ピッチをもととしたもの		A
三八・〇八	殺虫剤、殺鼠剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品（小売用の形状若しくは包装にし、製剤にし又は製品にしたもの（例えば、硫黄を含ませた帯、しん及びろうそく並びにはえ取り紙）に限る。）		A
三八・〇九	仕上剤、促染剤、媒染剤その他の物品及び調製品（繊維工業、製紙工業、皮革工業その他これらに類する工業において使用する種類のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）		
三八〇九・一〇	でん粉質の物質をもととしたもの		X
	その他のもの		
三八〇九・九一	繊維工業その他これに類する工業において使用する種類のもの		A
三八〇九・九二	製紙工業その他これに類する工業において使用する種類のもの		A
三八〇九・九三	皮革工業その他これに類する工業において使用する種類のもの		A
三八・一〇	金属表面処理用の調製浸せき剤、はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用のフラックスその他の調製した助剤、はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の粉及びペーストで金属と他の材料とから成るもの並びに溶接用の電極又は溶接棒のしん又は被覆に使用する種類の調製品		A
三八・一一	アンチノック剤、酸化防止剤、ガム化防止剤、粘度指数向上剤、腐食防止剤その他の調製添加剤（鉱物油（ガソリンを含む。）用又は鉱物油と同じ目的に使用するその他の液体用のものに限る。）		A
三八・一二	調製したゴム加硫促進剤、ゴム用又はプラスチック用の複合した可塑剤（他の項に該当するものを除く。）及びゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤		A
三八一三・〇〇	消火器用の調製品及び装てん物並びに装てんした消火弾		A
三八一四・〇〇	有機の配合溶剤及び配合シンナー（他の項に該当するものを除く。）並びにペイント用又はワニス用の調製除去剤		A
三八・一五	反応開始剤、反応促進剤及び調製触媒（他の項に該当するものを除く。）		A
三八一六・〇〇	耐火性のセメント、モルタル、コンクリートその他これらに類する配合品（第三八・〇一項の物品を除く。）		A
三八一七・〇〇	混合アルキルベンゼン及び混合アルキルナフタレン（第二七・〇七項又は第二九・〇二項のものを除く。）		A
三八一八・〇〇	元素を電子工業用にドープ処理したもの（円盤状、ウエハー状その他これらに類する形状にしたものに限る。）及び化合物を電子工業用にドープ処理したもの		A
三八一九・〇〇	液圧ブレーキ液その他の液圧伝動用の調製液（石油又は歴青油を含有しないもの及び石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%未満のものに限る。）		A
三八二〇・〇〇	調製不凍液及び調製解凍液		A
三八二一・〇〇	微生物（ウイルス及びこれに類するものを含む。）用又は植物、人若しくは動物の細胞用の調製培養剤（保存用のものを含む。）		A
三八二二・〇〇	診断用又は理化学用の試薬（支持体を使用したものに限る。）及び診断用又は理化学用の調製試薬（支持体を使用してあるかないかを問わない。）（第三〇・〇二項又は第三〇・〇六項のものを除く。）並びに認証標準物質		A
三八・二三	工業用の脂肪性モノカルボン酸、アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの及び工業用の脂肪性アルコール		A
三八・二四	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において生産される化学品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）		
三八二四・一〇	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤		A
三八二四・三〇	金属炭化物の混合物及び金属炭化物と金属粘結剤との混合物（凝結させてないものに限る。）		A
三八二四・四〇	セメント用、モルタル用又はコンクリート用の調製添加剤		A
三八二四・五〇	非耐火性のモルタル及びコンクリート		A
三八二四・六〇	ソルビトール（第二九〇五・四四号のものを除く。）		X
	メタン、エタン又はプロパンのハロゲン化誘導体を含有する混合物		
三八二四・七一	クロロフルオロカーボン（CFC）を含有するもの（ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）、ペルフルオロカーボン（PFC）又はハイドロフルオロカーボン（HFC）を含有するかしないかを問わない。）		A
三八二四・七二	ブロモクロロジフルオロメタン、ブロモトリフルオロメタン又はジブロモテトラフルオロエタンを含有するもの		A
三八二四・七三	ハイドロブロモフルオロカーボン（HBFC）を含有するもの		A
三八二四・七四	ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）を含有するもの（クロロフルオロカーボン（CFC）を含有しないものに限るものとし、ペルフルオロカーボン（PFC）又はハイドロフルオロカーボン（HFC）を含有するかしないかを問わない。）		A
三八二四・七五	四塩化炭素を含有するもの		A
三八二四・七六	一・一・一―トリクロロエタン（メチルクロロホルム）を含有するもの		A
三八二四・七七	ブロモメタン（メチルブロマイド）又はブロモクロロメタンを含有するもの		A
三八二四・七八	ペルフルオロカーボン（PFC）又はハイドロフルオロカーボン（HFC）を含有するもの（クロロフルオロカーボン（CFC）又はハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）を含有しないものに限る。）		A
三八二四・七九	その他のもの		A
三八二四・八一	オキシラン（エチレンオキシド）を含有するもの		A
三八二四・八二	ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ塩化テルフェニル（PCT）又はポリ臭化ビフェニル（PBB）を含有するもの		A
三八二四・八三	トリス（二・三―ジブロモプロピル）ホスフェートを含有するもの		A
三八二四・九〇	その他のもの		A
三八・二五	化学工業（類似の工業を含む。）において生ずる残留物（他の項に該当するものを除く。）、都市廃棄物、下水汚泥及びこの類の注６のその他の廃棄物		A
第三九類	プラスチック及びその製品		
三九・〇一	エチレンの重合体（一次製品に限る。）		
三九〇一・一〇	比重が〇・九四未満のポリエチレン		
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	六・五%（その率が一キログラムにつき二二円四〇銭の従量税率より高いときは、当該従量税率）	B 10
	その他のもの		A